

入札公告

平成31年 1月4日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他工事
- (2) 工事場所 安佐北区亀山南一丁目
- (3) 工事概要

① 建築面積：約15,000㎡

延床面積：約51,000㎡

構造・規模：鉄骨造5階建て

一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造
免震構造（病院棟のみ）

② 横断橋

延床面積：約200㎡

構造・規模：鉄骨造2階建て

※ 詳細は、設計図書及び仕様書等（以下、「設計図等」という。）のとおりに

- (4) 工期 契約締結の日から2021年（平成33年）8月31日まで
- (5) 予定価格 落札決定後に公表
- (6) 調査基準価格 設定なし
- (7) 余裕期間設定工事の適用

本件工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間設定工事を適用する。

(8) 入札方式

本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札である。

(9) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札金額は、総価を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。

オ 詳細は、入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 次の条件を全て満たしている者で自主結成された建設工事共同企業体又は条件をいずれも満たしている単体企業

ア 資格

平成29・30年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている者

イ 認定工種 「建築一式工事」

ウ 共同企業体の代表者の要件

① 等級区分

「A」で認定されていること。

② 営業所等

広島市内に本店又は支店等を有していること。

※本店、支店等とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所とし、支店等は、本市と継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。

③ 会社の施工実績

平成15年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。

延べ面積が20,000平方メートル以上の病院の建物新築工事又は増築工事（鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。

エ 共同企業体の代表者でない構成員の要件

① 等級区分等

「A」又は「B」で認定されていること。ただし、代表者でない構成員の数は、1者又は2者とする。

② 営業所等

広島市内に本店又は支店等を有していること。なお、構成員のうち1者以上は、広島市内に本店を有していること。

※本店、支店等とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所とし、支店等は、本市と継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。

③ 会社の施工実績

平成15年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。

延べ面積が15,000平方メートル以上の建物新築工事又は増築工事（鉄骨造り（軽

量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。)

代表者でない構成員が2者の場合、施工実績の延べ面積は、その2者の合計値が満たしていればよい。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。

オ 単体企業の要件

① 等級区分

「A」で認定されていること。

② 営業所等

広島市内に本店を有していること。

③ 会社の施工実績

平成15年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

延べ面積が35,000平方メートル以上の病院の建物新築工事又は増築工事(鉄骨造り(軽量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。)

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。

(3) 技術者等

ア 技術者は、上記「会社の施工実績」に掲げる工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模など数値は求めない。

イ 建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第4項までに規定するものとする。

ウ 請負金額が7,000万円(税込)以上となる場合の技術者は、開札日において、応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前3か月以上の雇用期間が必要)である者を専任で配置できること。

エ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、開札日の前日以前に応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。

なお、現場代理人と技術者は、兼ねることができる。

オ 共同企業体の場合は、すべての構成員が、当該工事に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者の配置を要するときは、共同企業体の代表者は必ず監理技術者が配置できること。

(4) 共同企業体の出資割合

共同企業体の構成員の出資割合

・各構成員の出資割合は、次のとおりとする。

構成員が2者の場合は、1者につき30パーセント以上とする。

構成員が3者の場合は、1者につき20パーセント以上とする。

・代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

(5) 余裕期間設定に関する事項

別紙1のとおり

(6) その他

ア 2以上の共同企業体の構成員として、また共同企業体の構成員が単体企業として入札参加できない。

イ 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 本件工事に係る設計業務の受託者（㈱内藤建築事務所及び㈲シグマ建築事務所）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。

オ 広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント㈱）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。

カ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

証明書類等の詳細については、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「入札・契約情報」→「各種帳票・様式」→「社会保険等への加入状況確認書類」により確認すること。

キ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

ク 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

【提案の範囲】

設計図等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含む。）させることなく、工事の材料及び品質並びに工程、作業内容についての設計の変更、工法の変更、代替品の採用、部品の標準化その他を行うため、変更を必要とする場合に限るものとする。

ケ その他の入札参加資格は、入札説明書のとおり。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「工事一覧」からダウンロードすることができる。これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配布する。

ア 配布期間

公告日から平成31年1月28日（月）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く、毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 配布場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話：082(815)6792

電子メール：hirokokou-honbu@hcho.jp

(2) 入札説明書、入札書等の配布方法

入札説明書、入札書等（以下、「入札説明書等」という。）は、病院機構のホームページ（前記(1)に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、前記(1)イにおいて配布する。

(3) 設計図等の閲覧・配布

ア 閲覧期間

前記(1)アに同じ

イ 閲覧場所

前記(1)イに同じ

ウ 配布期間

前記(1)アに同じ

エ 配布場所

前記(1)イに同じ

(4) 契約条項、入札説明書等、設計図等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、次のとおり。

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 契約課

電話：082(569)7836

イ 設計図等に関することは、前記(1)イに同じ。

(5) 設計図等に対する質疑等

ア 質疑書の提出期間

公告日から平成31年1月15日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記(1)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず前記(1)イに電話連絡の上、到達を確認すること。

エ 質疑に対する回答は、質疑者へ直接回答（電子メール）するほか、前記(1)イにおいて

平成31年1月23日（水）から平成31年1月28日（月）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧できる。

(6) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

平成31年1月28日（月）午後5時

ウ 提出場所

前記(4)アに同じ。

(7) 入札回数

ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。

イ 初度又は再度の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下、「予定価格内の価格」という。）がない場合は、再度又は再々度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度及び再々度の入札に参加できない。

(8) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

① 日時

平成31年1月29日（火） 午前9時00分

② 場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 契約課 入札室

イ 再度及び再々度入札

① 日時

初度又は再度入札後、直ちに実施

② 場所

上記ア②に同じ

(9) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下、「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時まで前記(4)アへ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度及び再々度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証等）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(10) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出方法

開札後、最低入札価格提示者が提出(持参に限る。)すること。詳細は入札説明書による。

イ 提出期限

平成31年1月29日（火）午後5時

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(11) 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

(12) その他

配布した設計図等は、全て平成31年1月28日（月）（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く。）午後5時までに返却すること。返却場所は前記(1)イに同じ。返却をしない場合には、入札を無効とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ 再々度入札を実施する場合において、再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に記名押印がない入札

キ 入札書の記入文字が明確でない入札

ク 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ケ 設計図等の配布を受けずに入札書が提出されたもの

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 契約金額

落札者の金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(5) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付免除に関する要件については、入札説明書による。

(6) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、契約予定金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

余裕期間設定に関する事項

- 1 本工事は、契約締結日から実工事期間の始期の前日まで、余裕期間を設定した工事である。
- 2 実工事期間の始期は、2019年（平成31年）6月3日である。
- 3 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とし、実工事期間の始期に配置できればよい。
- 4 契約締結の日から実工事期間の始期の前日までの現場管理は発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為を行なってはならない。
ただし、余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、監督員と協議を行い承諾を得た場合には、現場の工事に着手することができる。なお、これにより経費が生じる場合には受注者がこれを負担する。
- 5 実工事期間の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更について協議を行う。
- 6 受注者は、約款第33条第1項の規定にかかわらず、実工事期間の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。